

共同新設分割に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項及び同法施行規則第 209 条に定める書面)

2022 年 2 月 1 日

株式会社ブシロード

株式会社ブシロードミュージック

株式会社アルゴナビス

共同新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2021 年 11 月 22 日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、株式会社ブシロード（以下、「甲」という。）及び株式会社ブシロードミュージック（以下、「乙」という。）は、2022 年 2 月 1 日を効力発生日として、甲及び乙を分割会社とし、新たに設立する株式会社アルゴナビスを新設会社（以下、「新設会社」という。）として、甲及び乙の「ARGONAVIS from BanG Dream!」に関する事業に関する権利義務を承継させる共同新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。

会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）
2022 年 2 月 1 日
2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 205 条第 2 号）
本件新設分割は、甲及び乙において、会社法第 805 条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第 805 条の 2 但書により、反対株主による本新設分割の差止請求に係る手続は実施しておりません。
3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 806 条の規定による手続の経過
本件新設分割は、甲及び乙において、会社法第 805 条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第 806 条の適用はなく、反対株主による株式買取請求に係る手続は実施しておりません。
 - (2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過
本件新設分割に際して、甲及び乙において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に係る手続は実施しておりません。
 - (3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過
本件新設分割により、甲及び乙から新設会社へ承継する債務については、重疊的債務引受の方法により承継することから、甲及び乙の債権者は、当該承継債務について本件新設分割後も甲及び乙に対して債務の履行を請求することができます。そのため、会社法第 810 条の規定による手続は実施しておりません。
4. 本件新設分割により新設会社が甲及び乙から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）
新設会社は、2022 年 2 月 1 日をもって、共同新設分割計画書の定めに従い、甲及び乙から「ARGONAVIS from BanG Dream!」に関する事業に関する資産、債務、その他の権利義務を承継いたしました。なお、新設会社が甲及び乙から承継した資産の額は 165 百万円、負債の額は 0 百万円（いずれも概算値）であります。
5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）
該当事項はありません。

以上

2022年2月1日

甲 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社ブシロード
代表取締役 橋本 義賢



会社ご実印

乙 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社ブシロードミュージック
代表取締役 森川 浩



会社ご実印

新設会社 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社アルゴナビス
代表取締役 村上 一馬



会社ご実印